

地域から多文化共生を考えることの意味 —公営住宅からの視点—

松宮 朝

1. 愛知県のニューカマー外国籍住民集住地域から

ニューカマー外国籍住民が多く居住する愛知県西尾市のある人材派遣会社の寮の掲示板には、麻薬注意の警告と、部屋の清掃をうながすポルトガル語のチラシが張り出されている。この2枚のチラシからは、ここがどこか問題を抱えた場所であることを感じさせる。しかし、一番奥の部屋の前では、全くといっていいほどトーンが異なるカラフルなポスターに目を奪われる。これらは西尾市の補助金によって運営された外国人支援団体G会による外国籍児童・生徒を対象とした教育支援教室のポルトガル語、タガログ語版ポスターであり、この部屋には毎日多くの外国籍の子どもたちが市内各地から通ってくる⁽¹⁾。

さて、この光景からは、多文化共生を目指す地域的取り組みの2つの対照的な側面を読み取ることができるのではないだろうか。前者は、多言語化された情報によって外国籍住民を管理するという志向を持つものである。後者は、外国籍の子どもたちへの教育支援にみられるように、外国籍住民の生活課題をサポートする志向を持っている。現在進みつつある「多文化共生」を謳い文句とした地域的な取り組みがどちらの方向性をより強く持つものなのか、あらためて検討することが必要と思われる。本稿では、このような集住地域を中心とした多文化共生の実践が何を打ち出してきたのか、生み出された実践知のあり方を検討することである。この問題を具体的に考えていく前に、冒頭の場面の背景について説明しておこう。

この寮は1990年代に建設されたものであり、寮のあるS町内に外国籍住民が多く居住する県営住宅があることも手伝って、町内全世帯の約1/3がブラジル人を中心とした外国籍世帯である。この寮の前では、平日の17時過ぎから21時くらいにかけて、仕事を終えた主に男性の外国籍住民が寮の前の酒屋のケースに座り、缶ビール片手に疲れをいやす姿があった。景気がよかった2008年以前では、週末にブラジル食材や雑貨を販売する移動トラックが来ることもあり、ちょっとした賑わいを見せていた。その意味で、ここは市内で最も外国籍住民が可視化される場の1つである。

このS町では、日本人住民と外国籍住民との間にどのような関係が形成されてきたのだろうか。S町では、2001年と2009年に、外国人によるひき逃げ事件が発生している。どちらも犯人が市外に住む外国人だったこともあり、「ここに住む外国人には問題はない」という声もあった。しかし、全体的に見れば地域の住民からは否定的なニュアンスで語られることが多い。近年でも、S町の町内会役員の一人は、「男はいいけど、女性は中年以上の人はみんな外国人に反対、M社の寮の前を通るなと孫に言っている」⁽²⁾と述べていた。実際、西尾市における日本人住民の意識調査でも排他的な意識が強いことが明らかにされたのである（拙稿、2008）。

このように住民の意識レベルでは外国籍住民に否定的な声が多い。しかし、筆者が注目したのは、こうした否定的な意識が多く住民の間で共有されているにもかかわらず、外国籍住民支援による共生の取り組みが、このS町を中心に進められてきたことだ。これをどのように考えるべきか、西尾市の実態から浮かび上がる問題に即して考えてみることにしよう。

2. 地域から多文化共生を考えること

2006年に総務省より打ち出された「地域における多文化共生推進プラン」以降、地方自治体レベルで多文化共生推進プランの策定が進む状況の中で、少なくとも形式的には外国人も「生活者」、「地域住民」として位置づけられ、「地域社会の構成員として共に生きていくこと」が目指されるようになった。こうした自治体レベルの取り組みを進めたのが、冒頭の事例もその1つである集住地域での実践だ。ほとんどの外国籍集住地域において、多言語化や外国人を支援するという形で、何らかの「多文化共生」の動きが認められるようになったのである。

近年の排外主義の増大が指摘される状況（田辺、2011；安田、2010）では、依然として多文化共生という実践が重要なことは確かである。しかし、労働の面での格差、教育における問題が継続している状況を考えると、単に文化的な多様性を語るだけでは不十分なことははっきりしている。したがって、具体的に多文化と共生を保障するあり方、方策が求められていると言えよう。

こうした多文化共生をめぐる課題に対して、筆者はこれまで地域に焦点をあて、地域ベースの共生論の持つ可能性について西尾市のフィールドワークを通して考えてきた³⁾。西尾市では地域の自治活動に外国籍住民を積極的に受け入れることにより地域社会への参画が進み、それが自治体レベルの政策・制度改革につながることを確認したのである(拙稿, 2012b)。

しかし、次のような出来事を見ると、一筋縄ではいかないことがわかる。2011年11月19～20日に一泊で予定されていた、西尾市の外国人支援団体G会、S町町内会、自主防災会による外国籍住民対象の防災訓練が中止になるという出来事があった。これはタイの洪水の影響で外国籍住民の多くが勤務する工場で操業停止、自宅待機となったことによる。この出来事からは、不安定な労働の状況と支援の側の論理のミスマッチを読み取ることができるだろう。そして、外国籍住民を支援し共生を目指す地域レベルの実践が、外国籍住民のニーズとは異なる、既存の地縁組織の論理に押し込めようとしているようにも見えるかもしれない。リーマン・ショック後S町にあるX団地では、居住していた39世帯の外国籍世帯のうち、25世帯に失業者が確認されていた。近年のブラジル人を中心としたニューカマー外国籍住民をめぐる問題の最大のポイントが失業など労働の問題であることを考えると、どうにもズレがあるように見えるわけだ。

このように、多文化共生をめぐる地域実践はその性格上、貧困や労働の問題と切り離されてしまうのだろうか。実際、この問題については、地域ベースの共生論が市場、国家の問題に対する視点を欠いているとする批判が多くの研究で指摘されてきた。ここからは、地域レベルの多文化共生の取り組みでは不十分ということになる。

また、地域ベースの共生の実践が進む西尾市の集住地域でも、本来は地域で取り組むべき筋のものではないという認識があることも事実だ。「住む人がたまたま外国人というだけで、本来は社会的な課題としてみんなで考えてもらわないといけない。外国人が住んでいる団地や自治会に押しつけられるものではない。国策で呼び戻したのだから、地域の人に押しつけられるのは筋が違う⁴⁾」という語りに示されるものである。しかし、その後すぐに、「それでも一步一步地域で取り組んでいくしかない」と付け加えられることを見逃してはならないだろう。ここは重要な点である。つまり、問題の要因と責任帰属、そして誰が主体となって担うかという点にズレがあることを認識しつつも、問題を発生させたのは地域ではないがその問題を地域で引き受けていく意志が示されるのだ。こうした自治のあり方はどのように生まれたのか。この点を理解する上で重要な手がかりとなるのが、共生を謳うS町の取り組みが県営住宅の自治会活動からはじまったことにあると考えている。この点について、日本における公営住宅をめぐる問題に引きつけて検討してみたい。

3. 公営住宅という文脈から

1990年の入管法改定施行以降、ブラジル人を中心としたニューカマー外国人が増加するが、公営住宅への集住が進んでいることが明らかにされている(稲葉ほか, 2010; 稲葉, 2011)。では、なぜ公営住宅を中心に外国人の集住が進んだのだろうか。

公営住宅には、もともと外国人の入居は認められていなかった。「公営住宅の利用について外国人はこれを権利として要求することはできない」というのが、1954年、1972年、1975年の建設省の主張である。この状況が変化を見せるのが、民族差別撤廃の運動の展開と、1979年の国際人権規約批准による動きであり(田中, 2013)、翌1980年には、建設省による「公営住宅の賃貸における外国人の取扱いについて」通達で、原則として永住許可を受けた者等に広げられ、外国人登録を受けた者について認めることも差し支えないとされた⁵⁾。その後1987年に外国人登録者に対する居住期間の制限が撤廃され、1992年には「公営住宅に対する通達」が建設省より出されたことから、外国籍住民の公営住宅への集住が進むようになる(稲葉, 2011)。

このような外国籍住民の公営住宅への集住どのように考えるべきか。そして、そこで暮らす外国籍住民にとってどのような意味を持つのだろうか。不思議なことに、全く対照的な2つの議論が展開されていることに気づかされる。

1つの視点は、この状況を非常にネガティブにとらえるものである。ニューカマー外国人にとって、家賃が相対的に安く、外国人に対する入居差別がないという理由で、公営住宅が選択されることが多くなる(池上・福岡, 2005:2)。このことに対して、移動を抑え定着率を高める戦略として雇用者側のメリットにつながるとする解釈(丹野, 2007)や、「隔離」的な意味を読みとる解釈(山本, 2005:247)に基づいて議論されることが多い。

そもそも公営住宅に居住する地域住民の間には、階層格差に起因する対立の存在が指摘されてきた(小澤, 1993)。近年では、公営住宅における「高齢」、「障害」、「母子」という「福祉カテゴリー」の増加が指摘されている。これは「福祉住宅」としての政策的位置づけによるものであり、居住者が「固定した低所得層」となり、孤立した場所を形成し、社会

のメインストリームから切り離されることが危惧されている（平山，2011:229）。このことは当然のことながら外国籍住民の集住にもあてはまり、団地の貧困化や、「施設化」、「スティグマ化」とさえ表現される（森，2006）。さらには、アメリカ、フランスなど、郊外の公営住宅をめぐる格差の問題と関連づけられて論じられるようになっている（森，2013）。

こうした問題は、単に外国籍住民の人間関係だけでなく、その社会経済的な地位と、空間的なセグレーションの持つ問題に目を向けさせる点で重要である。さらに考えなくてはならないのが、こうした公営住宅の問題の原因が外国籍住民にあると認識されることによって、外国籍住民の排除という動きがあらわれることだ。実際、これまで外国籍住民が集住する公営団地では多くの排除の動きが見られたのである。いくつか事例を挙げておこう。

滋賀県では2002年、県営住宅における入居基準に「日本語の日常会話に支障がないこと」という条件があることが発覚した（『朝日新聞』2002年7月11日）。これに対して、滋賀県は廃止を決定したが、日本語という基準で外国人の入居に制限をかけていたことが問題とされたのである。愛知県では、2008年のリーマン・ショック後の不況に際して、離職者向けに県営住宅70戸を平均月1万円で貸し出す一時入居事業を実施した。その結果、外国人の入居希望が殺到し豊田市では5倍を超えたという（『朝日新聞』2009年1月15日）。これに対して、県営H住宅では350戸の空き室があるにもかかわらず入居が制限された。これは1997年に自治区によって「入居バランスの適正化」の要望が出され、それにともない入居制限が行われていたことによる。最近でも、2010年に福井市の市営住宅の入居審査で、「隣人とのコミュニケーションがとれる程度の日常会話ができる者」という条件をつけていたことが明らかになった（『毎日新聞』2010年12月29日）⁶⁾。このような動きからは、公営住宅への外国籍住民が空間的に隔離されるだけでなく、住宅からも排除もされるという問題が浮かび上がってくる⁷⁾。

その一方で、公営住宅という場にポジティブな可能性を読み取る視点もある。公営住宅に住むブラジル人を中心としたニューカマー外国籍住民に議論を限定した場合、家族状況や就業状況が比較的安定した一部の層が入居しているにすぎないことも事実ではある。しかし、公営住宅の居住は、外国籍住民にとって解雇された場合の居住を保持するという自衛的な戦略という意味もあるという（渡辺，2002）。そして、ここからは地域における生活拠点の確保されることの可能性が主張されるのだ。

この点について、公営住宅の自治に注目した研究から見ておきたい。竹中英紀は1980年代後半に実施された東京都での調査から、公団賃貸・分譲の相対的に階層の高い住民よりも、相対的に階層の低い都営住宅居住者の方が清掃などでの住民共同志向が強く、自治会を通じた問題処理をする傾向があることを明らかにした。このことは、公団住宅（UR）は管理を外部委託し、公営住宅では自治会加入が必須条件になっているという点から説明できることかもしれない。しかし、それだけにとどまらず、公営住宅の自治の強さに目を向け、自治活動を基盤とした共生をとらえるという道筋が浮かび上がってくるのだ。

実際、この点を外国籍住民の問題に引きつけて支持する調査研究もある。池上重弘は焼津市の公営住宅調査から、地域住民との社会関係が希薄になりがちな人材派遣会社が提供するアパート・社宅での居住とは異なり、生活空間の共有と社会関係の形成を前提としていることを重視している（池上・福岡，2005:2）。小内透も、群馬県太田市、大泉町において、公営住宅が民間アパートよりも「秩序」が生まれやすく、「棲み分け」自体が困難であるため、日本人と外国人との交流も生まれやすいとしている（小内透，2009:181）⁸⁾。ここからは公営住宅における自治の側面に注目し、共生の地域づくりの基盤となるというシナリオが描き出せるわけだ。

以上、公営住宅における多文化共生をめぐる2つの視点を見てきた。この2つの視点是对立的というよりも、矛盾を孕みつつ併存しているものと考えるのが実態に合うかもしれない。いずれにせよ公営住宅の文脈が地域の共生に対してどのような効果を持つのかを考える必要がある。ここでは、西尾市の公営住宅における多文化共生の取り組みから検討してみよう。

4. 西尾市の公営住宅における共生の取り組み

本稿で取り上げる西尾市は、2007年まで愛知県内で最も外国籍住民の入居比率の高かった県営X団地があり、2006年に町内会の下部組織として「外国人交流支援の会」が設置され、2007年からペルー人の自治会長が誕生するなど、地域ベースの共生の実践が一定の成果を挙げている。この西尾市において、どのように公営住宅がクローズアップされるようになったのかを確認しておこう。

西尾市でニューカマー外国籍住民が急激に増加する1990年代前半には、外国人によるレイプのうわさが発生した。記録として残っているのは、1992年から1993年にかけて広まっていたもので、西尾市福地において外国人（ブラジル人と語られた場合もある）に日本人がレイプされたといううわさである（『三河新報』1993年10月6日）。こうしたうわさは、三隅（1993）、野口（2001）などで明らかにされているように、外国籍住民が増加した地域では多く見られる現象である。警察によりレイプ事件の事実は存在せず、「うわさ」であることが確認されるのだが、西尾市においても、外国籍住民の増加に対する一定の抵抗感が広く存在していたことを示す出来事である⁹⁾。

さて、1990年代前半には、西尾市、西尾市教育委員会などの公的機関による取り組みだけでなく、西尾青年会議所による交流イベント、市内の大型量販店である「シャオ」でのポルトガル語翻訳によるパンフレットの提供、民間事業者によるポルトガル語教室、西尾地区労、連合愛知西尾地域協議会などの労働団体による支援の取り組みが見られた。また、市議会では、1991年6月の市議会定例会で共産党選出議員が「外国人労働者」に対する質問をし、1993年9月には社会党の市会議員が「外国人支援」に関する質問をしている。1997年からは公明党の市会議員による質問が継続的に行われた。選挙権がない外国籍住民の支援に対する市議会議員の取り組みが一貫して議会でなされてきた点は注目される。

このように1990年代前半では、多様な組織が外国籍住民支援の取り組みを行ってきたのに対して、1990年代後半からは、集住地域である県営X団地、S町町内会、そして、この地域を基盤として結成された外国籍住民支援のボランティア団体であるG会による支援に中心が移行した。その拠点となったX団地で最も重要な課題となっていたのは、ブラジル籍住民と日本人住民コミュニケーション、ことばの問題だった。この問題を解消するために、住宅のルール、ゴミ出しのルールのポルトガル語翻訳を実施した。これは翻訳係という自治会の役を新たに設け、翻訳ができるブラジル籍住民にその役を担ってもらうことによって実現したものである。自治会役員の構成についても工夫されていて、副会長、駐車場係、各棟班長などの役員に必ず1名以上外国籍住民が就く体制づくりを整えていった。このようなプロセスを経て、外国籍住民が参加する地域活動が見られるようになったのである。外国籍住民は団地での様々な活動に携わるだけでなく、役員にも就くようになっており、2007年度からは、X団地においてペルー籍住民が自治会長に就任している。その結果、2008年8～9月に実施した団地の調査でも、外国籍住民の団地自治会の加入率が100%であり、役員経験が31%の外国籍住民に認められていたように、外国人が「地域住民」と位置づけられていくのだ（山本・松宮，2009）。

さて、ここで見てきたような外国人が自治会の役員として活動をすることの重要性は、焼津市の事例分析（池上・福岡，2005）、稲葉ほか（2010）による複数の団地の調査研究でも指摘される点である。本稿で取り上げている西尾市の県営住宅でも最も重要なポイントであり（拙稿，2012a，2012b）、県営X住宅の自治活動を基盤とした活動が他の自治会活動に広がる上で大きな原動力となった。これは、他の支援団体との連携や、ネットワーク化、政治的なチャンネルの確保など、地域レベルの関係にとどまらない活動の広がりにもつながっていき、筆者はここに地域ベースの共生論の可能性を見いだしたのである（拙稿，2012b）。

5. 西尾市の公営住宅における実践のレトリック

上述のとおり、これまで筆者は西尾市の県営住宅を中心とした自治会活動の意義を確認してきた。もっとも、自治会活動、G会については、メンバーとして外国籍住民の参加が保障され、外国籍住民主体の活動が行われているとはいえ、外国籍住民の自治会活動への参入が順調に進んでいるわけではない。「日本人には伝えたらわかる。日本人だけの団地では、ゴミの不法投棄は起こらない。外国人に理解してもらえない」といった声や、「町内会では、個人的につきあうことはない」、「同じS町の住民、ということだけでいたい」という声が根強く存在するのも事実である。

しかし、ここで注意したいのは、こうした排除の動きが見られるものの、一貫して外国籍住民に自治会活動へ参加を促すことが要請されてきた点である。この点を明らかにするために、ここでは、主に自治会活動やG会の活動場面で語られる発言に注目してみたい。筆者はG会の活動にメンバーの一員として参加しており、特に、外国籍住民をめぐる問題が生じた際にメンバーがどのように対処するのか、その発言のレトリックに注目した。こうした発言は、生活場面での語りではなく、あくまでも筆者が活動に参加する中で聞き取った言葉である。そして、活動を中心的に進める日本人住民のリーダー層の語りであるという限界を持っている。しかし、地域レベルでどのように外国籍住民との関係を形成しようとしているのかを理解する上では、重要な意味を持つと考えている。

西尾市の活動での参与観察の中で気づかされたのは、自治会のリーダー層を中心に、外国籍住民を自治会、町内会の一員として受け入れ、会費納入を前提として「町内会費を払うからには地域の一員である」というレトリックによって排斥

の対象にすべきではないとする志向であった。このような形で住民側の不安や、批判を少しづつかわしながら、抵抗があった場合には、意図的に争点をずらすレトリックによる解決が試みられていた。特に2008年のリーマン・ショック以前に多く用いられていたのは、「防災」と「子ども」によるレトリックである。「防災」を強調するレトリックは、「地震が起きたら、日本人だろうと外国人だろうと同じ問題が生じるから、地域の中で仲良くしていくことが欠かせない」という語りとして表明されるものである。また、「子どものため」、「子ども同士は仲良くできる」というように、「子ども」を強調するレトリックも用いられていた。どちらのレトリックもあえて「外国人」というカテゴリー化を避け、外国人とともにコミュニティを強化していくことが必要であるとするものだ。これらは、「外国人」に結びつけられる問題性を中和させる新たなカテゴリー提示の戦略と考えられよう。このように、住民側の危惧や懸念に対して、一つ一つ批判をかわし、「地域住民」というカテゴリーを外国籍住民に対しても拡張させたのである(拙稿, 2008, 2012a)⁽¹⁰⁾。このようなレトリックに基づき、「外国籍住民」という形で、「住民」の境界を「外国籍の居住者」に拡大していくプロセスを読み取ることができるだろう。こうして、外国人が「住民」という形での社会参画を実現していくのだ⁽¹¹⁾。

さて、上述のレトリックは、本稿執筆の現時点でも引き継がれているが、リーマン・ショック後、新たに3つのレトリックが目立つようになってきている。第1に、多様性による地域活性化のレトリックであり、次のような語りに示されるものだ。「当初、神社の祭りになぜ外国人が参加するのかという声があった。神事からしたらそうかもしれないが、同じ地域に住み、同じ町内会費を払っているのだから、外国人も入るのが当然。地域の、そこに住んでいる人のコミュニケーションとして考えればいいのでは。ど真ん中祭りと、伝統的な祭礼とどちらに人が集まっているか。伝統だけのところは衰退している」⁽¹²⁾。これは外国籍住民が地域の活動に参加することへの批判に対して、前節で示したレトリックとともに、外国籍住民が参加することでむしろ地域の活動が活性化することを主張するものである。

第2に、一見異なっているように見えるものの、実は大きな共通性を持っているのが、地域レベルでの外国籍住民を巻き込んだ取り組みが、「外国人のためではなく地域のため」とするレトリックである。このレトリックは、たとえば次のような場面であられた。ある自治会役員が「共益費を滞納しているブラジル人で、車を持って、バーベキューをしている人がいる。そういう人たちには手助けする気持ちは働かない」と表明したことを受け、「表向きは外国人の支援に見えるかもしれない。しかし、本質は、外国人と仲良くすることによって、日本人も暮らしやすくなることではないか」⁽¹³⁾と返答されたのだ。ここには、あえて「外国人」を前面に出さずに、外国籍住民を排除しない形で活動を進める志向を読み取ることができる。このように、この2つのレトリックはどちらも、目的が地域社会のためであり、外国人のためではないという内容を示す点で、それ以前のレトリックとも共通の性格を持つものである。それに対して、次の3つ目のレトリックは、さらに踏み込んだ形で外国籍住民を中心的な担い手として位置づける。

この第3のレトリックは、次のような自治会役員の語りに示されるものだ。いくつか例示しておこう。

「Y住宅は65歳以上が半分。町内で頼りになるのは外国の子。うちは12班のうち5班で外国人が班長、半分は母子世帯と高齢者。高齢化によって、若い人は外国人と母子家庭ばかりになる。外国人の若い子にできる限り引っ張ってもらいたい」⁽¹⁴⁾。「絶対に外国人の防災の問題は外せない。要援護者ではなく、どのように支援者になってもらえるかが課題」⁽¹⁵⁾。「自分たちがオタスケマンではなく、仲間にしていこうというのがある。大震災のようなことがあると、日本人は高齢化していてだめ。外国人が担い手。防災だけでなく、清掃も。いろいろやってくれる担い手の中心になってもらっている」⁽¹⁶⁾。「母子家庭がほとんどで、日本人で夫婦がいるというのは3戸のみ。外国人とどのようなコミュニケーションをとるかが鍵だ。これがなければ共助はできない」⁽¹⁷⁾。

これらのレトリックからは、高齢化や、福祉的対応が進む公営住宅の居住者層をめぐる課題に対して、外国籍住民の参加⁽¹⁸⁾に期待を寄せるものである。これまでも西尾市の県営住宅では、外国籍住民が役員になる体制が作られてきたわけだが、さらに一歩進んで、自治活動をすすめるための中心的役割を期待している。ここからは、公営住宅という色合いが強く出された共生のロジックを読み取ることができるのではないだろうか。高齢化が進み、母子家庭の増加等の理由により、自治会の活動ができる人が減少するという構造的な問題が鋭く認識される中で、外国籍住民との共生のロジックが紡ぎ出されたものであるからだ。

6. まとめにかえて

本稿では、理念的なレベルでの多文化共生論ではなく、地域レベル、特に外国籍住民の集住が進む公営住宅における共生の実践から、地域ベースの共生論の可能性について検討してきた。ここでは、「多文化共生」、「共生」という理念が前

面に出されるのではなく、あくまでも、地域の自治のために、外国籍住民の参加をうながすというレトリックが用いられていることが明らかになった。

では、このようなレトリックが用いられる理由は何か。「外国籍住民のため」という支援では反発を招くからという消極的な理由ではあるかもしれない。しかし、あくまでも地域の自治の問題として、その自治の主体を外国籍住民に広げていくという共生のあり方を示すものであり、地域の自治的な取り組みによる解決だけでなく、全地域的な多様な団体のネットワーク化による活動の根拠となったのは間違いない(拙稿, 2012b)。

もっとも、この点については、公営住宅の持つ問題性から出てくるものか、あるいは公営住宅における自治の可能性を見るべきか、評価は分かれるだろう。この問題を考える上では、本稿では触れなかったもう1つの動きと比較してみると、その意味合いが鮮明に見えてくるように思われる。

もう1つの動きとは、近年急激に進む警察の介入である。2009年以降、愛知県警察本部に国際企画係が発足し、外国人集住地域対策として犯罪組織の浸透の防止、居住する外国人の犯罪誘因の除去を行うようになっていく。全国的にもコミュニティ・ポリッシング、いわゆる「割れ窓理論」に依拠した地域における予防的防犯活動が進んでいるが、愛知県内では46の外国人集住地域が重点警察署として指定された。西尾市も指定され、担当者からは「以前は外事課で外国人の取締りをやっていた。しかし、警察は取り締まりもやるけれど、その予防に動く。大きく変わった」⁽¹⁹⁾、「警察は外国人に近づいていきたい。昔は外国人を見ると犯罪者扱い、確かにそうだった。今はいい人かどうかの問題。今はこちらから接近していきたいと考えている」⁽²⁰⁾といった声も出されている。

振り返ってみると、2008年頃までは、土曜の夜にS町にある人材派遣会社の社員寮の前に、ブラジルの料理、雑貨の販売するトラックが来ており、その後方30メートルほどのところに、パトカーが待機する光景が見られた。それに対して、最近では、S町の祭礼で白バイやパトカーの展示などが行われ、教育支援教室での交通安全指導も行われている。このように、「取り締まり」から「予防的介入」という形で関与を強めており、自治会やG会でもこうした動きを歓迎し、積極的な連携が模索されている。ここにはセキュリティによるコミュニティ強化という動きが認められる。

たしかに、もはやセキュリティでしかコミュニティ活性化は成り立たないというリアルな認識(五十嵐, 2012)からしても、これは共生を進める1つの可能性として考えるべきかもしれない。それでも、本稿で見てきたような公営住宅の持つ構造的な問題を逆手にとって展開される共生への志向は重要な意味を持つと思われる。なぜなら、地域ベースの共生の実践によって、セキュリティの強化による実践の動きが外国籍住民に対する負のステレオタイプの認識を動員してしまう問題や、排他的な動きにつながるリスクを回避する論理を内包していると考えられるからである。今後は、本稿で焦点を当てた公営住宅の問題を転換し自治へと結びつけることがいかに共生の論理につながるか、その困難も含めて描き出すことが課題となる。

<注>

(1) 2013年4月11日のフィールドノート。

(2) 2008年3月1日、S町町内会役員からの聞き取り。

(3) 本稿は、多文化共生を地域ベースの視点からとらえることの意味を検討した拙稿(2012b)で論じることができなかった内容を補い、今後の研究に向けての試論を展開したものである。筆者は、県営X団地を中心に、2001年から関係者への聞き取り調査、G会の日本語ボランティア、会議の書記、事務作業などを行いつつ、様々な調査を組み合わせる形で、参加型のフィールドワークを継続している(2010a, 2012a)。そのデータをもとにいくつかまとめてきたが、これらは問題点よりも、地域の実践から見いだされる事例としての意味と、その最大限の成果を強調したものとなっている。それは、地域活動の目的に賛同し、活動にかかわりはじめたことから来るバイアスとして考えなくてはならない。そして、それは誰のための「よい物語」なのかも考える必要がある。実際、地域の実践者からは、「違った角度からの視点を投げかけてほしい」、「調査の結果をきれいにまとめればいいわけではない」という批判を受けている。いい物語だけを語ることは、現場の実践にとっても好ましいわけではないのだ。この点について新原道信は、神奈川県公営住宅のフィールドワークから、報告書などの形で研究者の勲章のような成果を目指す姿に対して批判的に言及している(新原, 2006)。地域の活動にかかわる中でその成果を最大限目指す一方で、それを記述していくことの方法論を考える必要があるが、この課題については別稿を用意したい。

(4) 2012年8月4日、外国人支援団体G会での自治会役員A氏の発言。

(5)ただし、それ以前に地方自治体レベルで先駆的に進められたことがある。この点については、松宮・山本（2009）を参照されたい。

(6)福井市営住宅入居事務取扱要綱では、申込者が外国人である場合は、次の第1号から第3号のいずれか各号に該当し、かつ第4号に該当する者であることを確認してから受け付けるものとされていた。(1) 出入国管理及び難民認定法第22条2項の永住許可を受けた者、(2) 特別永住者 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法により定められた当該資格を有する者、(3) 外国人登録法に基づく登録者で、3年以上日本に居住できると市長が認める者、(4) 隣人とのコミュニケーションがとれる程度の日常会話ができる者。問題となったのは(4)の規定である。

(7)本稿では主に南米系ニューカマー外国籍住民に焦点を当てているが、在日朝鮮人の運動においても、神奈川県川崎市における「ふれあい館」建設に対して、町内会が反対するなど地域社会の排除の動きがあった（金，2007）ように、地域が排除の動きを見せることは決して珍しいことではない。なお、京都府の府営住宅における「中国系」住民の研究（奈倉，2013）など、公営住宅の文脈が一定程度視野に入れられているものが目立つようになっている。

(8)ただし、群馬県大泉町の南米系外国籍住民が住む地域では、地縁組織への加入・参加が進んでいるわけではない。その一方で、戸建て層については、「外国人世帯」としてではなく、「自分たちの仲間」という認識が見られることも指摘されている（小内純子，2009:163）。

(9)近年では2004年5月3日に日本人少年による少年暴行死事件が発生した際、犯人の少年が「ブラジル人」が加害者となるよう擬装する事件が発生している（『朝日新聞』2004年5月4日）。ここからは、偏見・差別とはひとくくりにはできない新たな「外国人認識」が存在していることもうかがわせる。また、外国人が被害者となった犯罪（1993年、1997年、2004年、2007年）も存在するが、これらはほとんど地元での話題に上ることもなく、知られてもいない。

(10)広田康生は、これを『「他者性を内部化するロジック」』としての『共生』論』としている（広田，2011）。

(11)その一方で、このレトリックを反転させれば、「町内会のメンバー以外の外国人」の排除については正当性を持つことになる。実際、積極的に外国籍住民の地域での受け入れを推進してきた中心メンバーでさえも、「定住する人には協力するが、一時的な滞在者には協力できない」、「このままでは、わけのわからない外国人ばかりになって、吹き溜まりになってしまう」、「中小の人材派遣の寮は、出入りが激しいので、アパートの大家にもう、入れないでくれと要望したい」と述べる。特に、アジア系の研修生・技能実習生に対しては極めて排他的な意見が述べられていた（拙稿，2009，2012b）。これは居住と定住性に依拠した地域ベースの共生論の持つ限界と考えられる。

(12)2010年9月11日、県営住宅自治会役員A氏の発言。

(13)2009年9月13日、A氏の発言。

(14)2011年2月20日、県営住宅自治会長C氏の発言。

(15)2011年5月22日、西尾市県営住宅自治会長兼西尾市災害ボランティア会議役員B氏の発言。

(16)2011年6月4日、C氏の発言。

(17)2012年6月17日、西尾市県営住宅自主防災会会長D氏の発言。

(18)もっとも、他の地域では、外国人が役員になりたがらないこと（都築，1998）や、役員就任を外国人の側から拒否されることも指摘されてきた（池上，2001:102）。西尾市でも、日本人住民と外国籍住民の間の通訳や調整を行う「相談役」に就いた外国籍の役員が様々な注意を与えることにより、外国籍住民の一部と微妙な関係となり、逆恨みされて所有していた車に傷をつけられるなどの嫌がらせを受けたこともあった。また、「日本人」と「日系人」のどちらの味方なのか、ブラジル籍住民から詰問されることもあったという。そのため、外国籍住民の役員就任には細心の注意が払われてきた。ある住宅では役員はブラジル籍住民の中で話し合いをして選んでもらっている。これは、日本人の会長による指名では、指名された人が「日本人の味方」という形で、外国籍住民の側から反感を持たれる危惧があったからだという。

(19)2010年6月6日、警察職員の発言。

(20)2011年8月6日、警察職員の発言。こうした警察の動きの持つ意味は両義的ではあるが、一点、次のような問題を含む出来事があった点は付記しておきたい。西尾市飲食店組合夏期研修会における西尾署長の「外国人犯罪について」というテーマの講演で、内容は以下の通りである。ブラジル人は20歳前後の犯罪が多いが、日本語を話せず、仕事をやめ、お金がなくなるからである。カーナビなど車上狙いが多く、中国人のように組織を作らない。トルコ人は、尾張旭近辺に多く、イラン人は覚せい剤の密売をする。ベトナム人の研修生も月1万ほどで生活せねばならず、お金が無く、生活できなくて犯罪が多くなる（『愛三時報』2007年7月19日）。

<文献>

- 五十嵐泰正, 2012, 「多文化都市におけるセキュリティとコミュニティ形成」『社会学評論』248:521-535.
- 池上重弘編著, 2001, 『ブラジル人と国際化する地域社会』明石書店.
- 池上重弘・福岡欣治, 2005, 「外国人居住者は地域コミュニティの担い手となり得るか?」『静岡文化芸術大学研究紀要』5:1-12.
- 稲葉佳子ほか, 2010, 「公営住宅および都市再生機構の賃貸住宅における外国人居住に関する研究」『日本建築学会計画系論文集』75(656):2397-2406.
- 稲葉佳子, 2011, 「日本における外国人居住の構図と諸課題」『都市住宅学』74:10-15.
- 小澤浩明, 1993, 「地域社会での<階層化秩序>と『生活困難層』」久富善之編著『豊かさの底辺を生きる』青木書店.
- 小内純子, 2009, 「町内会活動と外国人居住者(1)」小内透編著『在日ブラジル人の労働と生活』御茶の水書房.
- 小内透編著, 2009, 『ブラジルにおけるデカセギの影響』御茶の水書房.
- 金侖貞, 2007, 『多文化共生教育とアイデンティティ』明石書店.
- 竹中英紀, 1990, 「ニュータウンの住宅階層問題」倉沢進編著『大都市の共同生活』日本評論社.
- 田中宏, 2013, 『在日外国人 第三版』岩波書店.
- 田辺俊介編著, 2011, 『外国人へのまなざしと政治意識』勁草書房.
- 丹野清人, 2007, 『越境する雇用システムと外国人労働者』東京大学出版会.
- 都築くるみ, 1998, 「日系ブラジル人の地域生活と自治会受け入れ」『名古屋大学社会学論集』19:125-154.
- 奈倉京子, 2013, 「『中国系』と日本人住民との『融合的コミュニティ』構築に向けて」吉原和男編著『現代における人の国際移動』慶應義塾大学出版会.
- 野口道彦, 2001, 「外国人をめぐる流言騒ぎの諸相」鐘ヶ江晴彦編著『外国人労働者の人権と地域社会』明石書店.
- 新原道信, 2006, 「現在を生きる知識人と未発の社会運動」, 新原道信ほか編『地球情報社会と社会運動』ハーベスト社.
- 平山洋介, 2011, 『都市の条件』NTT出版.
- 広田康生, 2011, 「『共生』論と初期シカゴ学派エスニシティ研究」『専修人間科学論集』1(2):145-155.
- 松宮朝, 2008, 「外国人労働者はどのようにして『地域住民』となったのか」鶴本花織・西山哲郎・松宮朝編著『トヨタイズムを生きる』せりか書房.
- 松宮朝, 2009, 「『縮小社会』化する地域社会と外国人」『地域社会学会年報』21:35-48.
- 松宮朝, 2010a, 「これはなんのための調査なのか」『社会と調査』4:19-25.
- 松宮朝, 2010b, 「経済不況下におけるブラジル人コミュニティの可能性」『社会福祉研究』12:33-40.
- 松宮朝, 2012a, 「共住文化——団地住民はいかに外国人を受け入れたのか?」山泰幸・足立重和編著『現代文化のフィールドワーク入門』ミネルヴァ書房.
- 松宮朝, 2012b, 「地域ベースの共生論は外国人の社会参加に届くのか?」『理論と動態』5:43-59.
- 松宮朝・山本かほり, 2009, 「地方自治体における外国籍住民統合政策」『多文化共生研究年報』6:1-21.
- 三隅譲二, 1993, 「外国人レイプ虜の噂の真相」石井慎二編『社会学入門』宝島社.
- 森千香子, 2006, 「『施設化』する公営団地」『現代思想』34(14):100-108.
- 森千香子, 2013, 「分断される郊外」町村敬志編著『都市空間に潜む排除と反抗の力』明石書店.
- 安田浩一, 2010, 『ルポ差別と貧困の外国人労働者』光文社.
- 山本かほり・松宮朝, 2009, 「西尾市県営住宅外国人調査中間報告」『共生の文化研究』2:30-38.
- 山本薫子, 2005, 「外国人労働者をめぐる貧困と排除」岩田正美・西澤晃彦編著『貧困と社会的排除』ミネルヴァ書房.
- 渡辺雅子, 2002, 「日系ブラジル人のデカセギ」『アジア遊学』39:126-136.

<謝辞>

愛知県西尾市の外国籍住民のみなさま、ならびに地域活動の関係者のみなさまに深く感謝申し上げます。

また、本稿は2012年2月4日の社会理論・動態研究所における研究報告の一部をもとにしている。報告の機会を与えていただいた社会理論・動態研究所のみなさまには記して感謝いたします。